


土壤汚染対策法の改正に係る国の動き

愛知県環境部水地盤環境課
土壌・地下水グループ 岩田 信吾

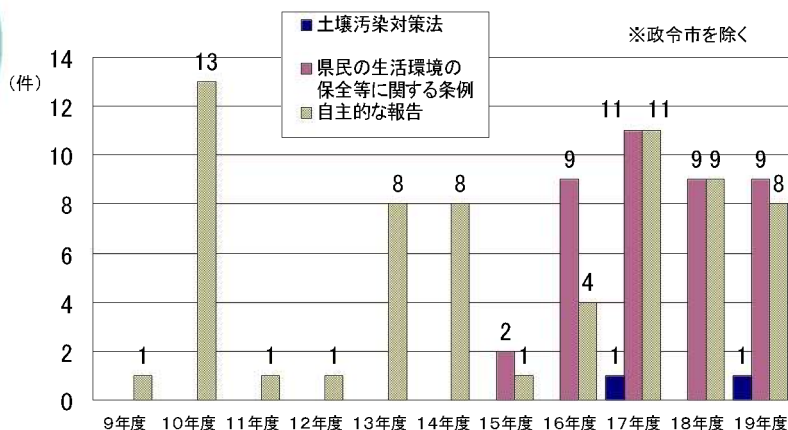


本日のテーマ

愛知県における土壌・地下水汚染

土壤汚染対策法改正に係る国の動き

土壌・地下水汚染の届出・報告件数



特定有害物質の種類ごとの基準超過件数(政令市を除く)

四塩化鉛	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエチレン	トリクロロメチレン	ペルクロロエチレン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シアン化リン	チオウラム	チオセレンカルブ	POB	有機リン化合物	計	
土壌汚染基準超過件数																								
法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0	0	4	
条例	0	0	7	9	0	1	7	1	0	12	9	0	6	3	1	0	0	8	3	8	3	0	0	79
自主報告	0	0	0	2	0	0	2	0	0	3	1	0	4	4	0	0	1	10	16	17	3	0	0	63
計	0	0	7	11	0	1	9	1	0	15	10	0	10	7	1	0	1	20	19	28	7	0	0	149
土壌含有量基準超過件数																								
法											0	0	0	0	0	2	0	0	0				2	
条例											0	1	2	0	0	0	8	0	3	0				15
自主報告											0	0	0	0	0	8	0	2	0				10	
計											0	1	2	0	0	0	19	0	5	0				27
地下水基準超過件数																								
法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
条例	0	2	8	10	0	2	7	3	0	11	9	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	58
自主報告	1	2	10	24	0	1	5	3	0	28	2	0	0	1	0	0	1	1	4	5	3	0	0	92
計	1	4	18	34	0	3	13	6	0	39	11	0	1	2	0	0	1	1	4	6	6	0	0	151

注) H19年度末までに届出・報告のあったもの

土壌汚染対策法の制定の経緯(1)

- 明治期 足尾鉍毒による土壌汚染
- 昭和45年 農用地の土壌汚染防止等に関する法律の制定
- 昭和50年代 市街地における六価クロム鉍さいによる土壌汚染問題
トリクロロエチレン等による地下水汚染問題
- 平成 3年 土壌環境基準の制定
- 平成 8年 地下水の浄化命令措置の制定
- 平成 9年 地下水環境基準の制定
- 平成14年 5月 法の公布
- 平成15年 2月 法の施行

「逐条解説 土壌汚染対策法」より

土壌汚染対策法の制定の経緯(2)

- 平成12年 環境省「土壌汚染対策の制度のあり方に関する検討会」の設置 検討の開始
- 平成13年 9月 同検討会 中間取りまとめ
- 10月 中央環境審議会に諮問
(集中審議、パブリックコメント)
- 平成14年 1月 中央環境審議会の答申
- 2月 閣議決定(国会審議可決成立)
- 5月 法律の公布
- 15年 2月 法律の施行

土壤汚染対策法(現行法)の概要

○ 調査の契機

- 特定有害物質使用特定施設の廃止時(猶予規定あり)
- 土壤汚染により健康被害生ずるおそれがあると知事等が認めるとき

○ 指定区域の指定・管理

- 汚染状態が指定基準に適合していない→指定・公示
- 指定区域の土地の形状を変更しようとする場合→事前届出
- 健康被害が生ずるおそれがあると知事等が認めるとき

→土地所有者又は汚染原因者に除去等の措置を命令

- (汚染の除去が行われた場合には、指定解除)

○ 法律の見直し

- 法律の施行後10年を経過した場合において、(中略)この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

土壤環境施策に関するあり方の検討

○ 「土壤環境施策に関するあり方懇談会」の開催

- 平成19年 6月15日 第1回懇談会の開催 以後 合計 8回開催
- 土壤汚染対策法の改正も視野に入れて検討
- 平成20年 3月25日 報告書の取りまとめ (3月31日公表)

○ 中央環境審議会(土壤制度小委員会)の開催

- 平成20年 5月 2日 環境大臣から中央環境審議会に対して
「今後の土壤汚染対策の在り方について」 諮問
- 土壤農薬部会に 土壤制度小委員会 を設置
- 平成20年 6月11日 第1回土壤制度小委員会 を開催
- 11月14日 第8回土壤制度小委員会 を開催
- 11月14日 パブリックコメント開始 12月13日まで
- 平成21年 3月 頃 意見の取りまとめ 環境大臣に答申

今後の土壤汚染対策在り方について(案) の概要(1)

(環境省HPより)

○現状と課題

- 土壤汚染対策法に基づかない土壤汚染の発見の増加
- サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策
- 掘削除去に伴う搬出汚染土壤の適正な処理

今後の土壤汚染対策在り方について(案) の概要(2)

○調査の契機について

- 自主的な調査の結果、指定基準に適合しない場合は報告
- 公定法を満たしているときは、法に基づく調査とみなし、適正に管理
- 公定法を満たしていないときは、知事が周辺状況を調査
健康被害のおそれ あり 法4条調査命令
なし 土地の形質変更時に
調査を命じる
- 一定規模以上の土地の形質変更時の調査

今後の土壤汚染対策在り方について(案) の概要(3)

- サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進
 - 区域の分類化と必要な対策の明確化
 - 土壤汚染対策の結果に対する地方公共団体の確認
 - 土壤汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報の活用
 - 申立により土壤汚染があるとみなす区域(特例区域の指定)
- 搬出汚染土壌の適正処理
 - 汚染土の搬出は抑制すべきことを明確に位置付け
 - 汚染土の適正な処理の義務付け (罰則) (マニフェストの使用)
 - 汚染土が不適正に処理された場合の是正命令の新設
- その他
 - 指定調査機関の信頼性の確保
→ 管理者の資質の向上、指定の更新制度
 - その他

その他

- 民主党による土壤汚染対策法改正案の提出
 - 19年12月4日に参議院に法案提出 20年5月23日 可決
 - 衆議院に送付 現在継続審議
 - 東京ガス豊洲工場跡地への築地市場移転案を契機
 - 土壤汚染対策法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地を、新たに特定公共施設(公園、学校、卸売市場など)等の用に供しようとする場合、法第3条の調査義務